

# 公 告

宮農共総第712号  
令和5年3月10日

宮城県農業共済組合  
組合長理事 品川 忠夫

本所並びに中央支所に係る電話設備工事等業務に係る一般競争入札を次のとおり行う。

## ○ 入札内容等

別紙、「入札説明書、要求仕様書、入札者注意書、入札参加申込書類及び入札書類」のとおり

## 入札説明書

令和5年3月10日  
宮城県農業共済組合長

この入札説明書は、令和5年3月10日付け宮農共総第712号により公示した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約者

宮城県農業共済組合長

### 2 入札に付する事項

#### (1) 調達する物品の名称及び数量

##### ア 名称

電話設備の導入及びモバイル端末並びにサービスの斡旋

##### イ 数量等

主装置 1台 電話機 中央支所：46台 本所：32台

モバイル端末 中央支所：5台 本所：3台 その他必要設備一式

#### (2) 調達をする物品の仕様その他の明細

別紙要求仕様書のとおり

#### (3) 納入期限

令和5年5月31日 ただし、本所に係る物品及び工事については令和5年7月31日。

#### (4) 納入場所及び納入数量

〒989-6321 大崎市三本木字大豆坂 24-3

大崎市三本木総合支所

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次のいずれにも該当すること。

(1) 国の競争入札参加資格に準じ「予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）」第70条及び第71条の規定に該当しないこと。

(2) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていること。

(3) 公告の日から開札の日までの間に、農林水産省及び宮城県において指名停止の措置を受けていない者であること。

### 4 一般競争入札参加資格審査

(1) この入札は一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年3月10日から令和5年3月22日までの毎日午前8時30分から午後5時まで（休日を除く）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目8-10

宮城県農業共済組合 総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

仙台市青葉区上杉1丁目8-10

宮城県農業共済組合 総務部総務課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 仙台市青葉区上杉1丁目8-10

宮城県農業共済組合 第2会議室

(2) 入札日時 令和5年3月28日(火)午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金 契約保証金は免除する。

8 送付による入札の可否

認めない。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で入札した業者のうち、最低の価格で入札した業者を落札業者とする。

(3) 入札金額等における消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 宮城県農業共済組合 総務部総務課

イ 所在地 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目8-10

電話番号 022-225-6701

(5) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) 入札執行の公開

この入札執行は公開する。

(8) 2の「(2) 調達をする物品の仕様その他の明細」に関する質疑事項は書面により受け付けるものとし、その期間は、令和5年3月10日から令和5年3月22日までの毎日午前8時30分から午後5時までとする(休日を除く)。

## 要求仕様書

令和5年3月10日

宮城県農業共済組合長

この要求仕様書は、本所並びに中央支所に係る電話設備工事等業務（令和5年3月10日付け宮農共総第712号により公示）に関する仕様書である。

### 1 業務の概要

本業務は本所並びに中央支所が賃貸借を行う大崎市三本木総合支所に、新たに電話設備を購入・設置するものである。

### 2 納入場所

〒989-6321 大崎市三本木字大豆坂 24-3

大崎市三本木総合支所

### 3 納入期限

中央支所に関する物品及び工事については令和5年5月31日までとし、本所に関する物品及び工事については令和5年7月31日までとする。

### 4 物品の仕様等

#### 4-1 主要機器構成

項目	規格等	単位	数量
NTTビジネスフォン主装置 (本支所共通)	α Z X Type L	式	1
停電時バックアップ電源装置	停電時2時間補償	式	1
多機能電話(中央)	多機能ボタン数 24ケ	台	45
多機能電話(本所)	多機能ボタン数 24ケ	台	36
モバイル内線	中央支所4台 本所4台	台	8
通話録音	200時間以上、内臓も可	台	1
内線FAX	中央支所2台 本所2台	台	4
設備・調整		式	1

#### 4-2 仕様

○自動交換機

1. 外線（ひかり電話 30CH）及びモバイル内線（16CH）の収容が可能であること。
2. 内線電話機は 90 台収容可能であること。
3. 音声録音機能が 80 時間以上可能であること。
4. 将来、回線や内線の増設があった場合に対応できる機種であること。
5. ダイヤルインに対応できること。
6. フリーダイヤルに対応できること。
7. 停電用バッテリーが備わっていること。
8. モバイル内線アダプタが設置されていること。

#### ○電話機関係

1. ディスプレイ LCD バックライトが点灯でき漢字表示可能であること。
2. 電子電話帳を搭載し、全多機能電話共通と多機能電話毎に個別登録できること。電話帳の登録件数が 500 件以上であること。
3. 発信・着信履歴は 20 件表示可能であること。

#### ○モバイル内線関係

1. モバイル端末を主装置に内線収容し（以下モバイル内線）以下の機能を有すること。
  - (1)内線通話（固定内線とモバイル内線、モバイル内線同士）
  - (2)モバイル内線から会社外線番号発信
  - (3)固定着信、モバイル内線への保留・転送
  - (4)通話録音機能を有すること
  - (5)ダイヤルイン個別番号にて外線発着信可能なこと（個別着信）
2. 固定内線からモバイル内線へのダイヤリング桁数は固定内線と同様なこと。
3. モバイル内線とビジネスホン間の同時通話は 16 c h 有すること。
4. アプリ設定方法を後の運用を考慮し数台、設定方法のレクチャを行うこと。
5. モバイル内線用インターネットプロバイダーは動的 IP で運用可能なこと。
6. モバイル端末（回線契約有り）は別途調達又は斡旋することとし、調達・斡旋するモバイル端末はスマートフォンアプリ（無償）の互換性を有すること。

#### ○新設機器の搬入据付

1. 上記定める仕様に基づき、関係機器を搬入し指定する箇所に据付けるものとする。  
また、関係各社と綿密な打合せを行い工事に支障をきたさぬようにすること。
2. 機器の搬入にあたっては下記の事項を厳守すること。

#### □搬入事項

- ・物に損傷を与えないよう慎重に実施すること。
- ・執務に支障をきたさぬよう実施すること。

- ・ 損傷の恐れがある場合は、保護を講じること。

#### □清掃作業

- ・ 機器搬入後、搬入保護材等を速やかに撤収し、清掃を行うこと。
- ・ 機器搬入後、不要となる梱包材については、適切な方法で処理すること。

#### □その他の注意事項

- ・ 前記以外については、前記以外については、NOSAI 宮城の指示に従うこと。

### 3. 据付工事

(1) 交換機の据付場所は 4 階電算室を予定する。

なお、据付工事に疑義が生じた場合、NOSAI 宮城の指示に従うとともに、下記の事項を厳守するものとする。

(2) 配線は全て新設とし、増設を考慮すること。

(3) 工事にあたり騒音、塵埃等が生じる作業は、事前に担当者の承認を得て実施すること

(4) 工事完了後、総合動作試験及び調整を行い、正常稼働を確認すること。

#### ○関係書類の作成等

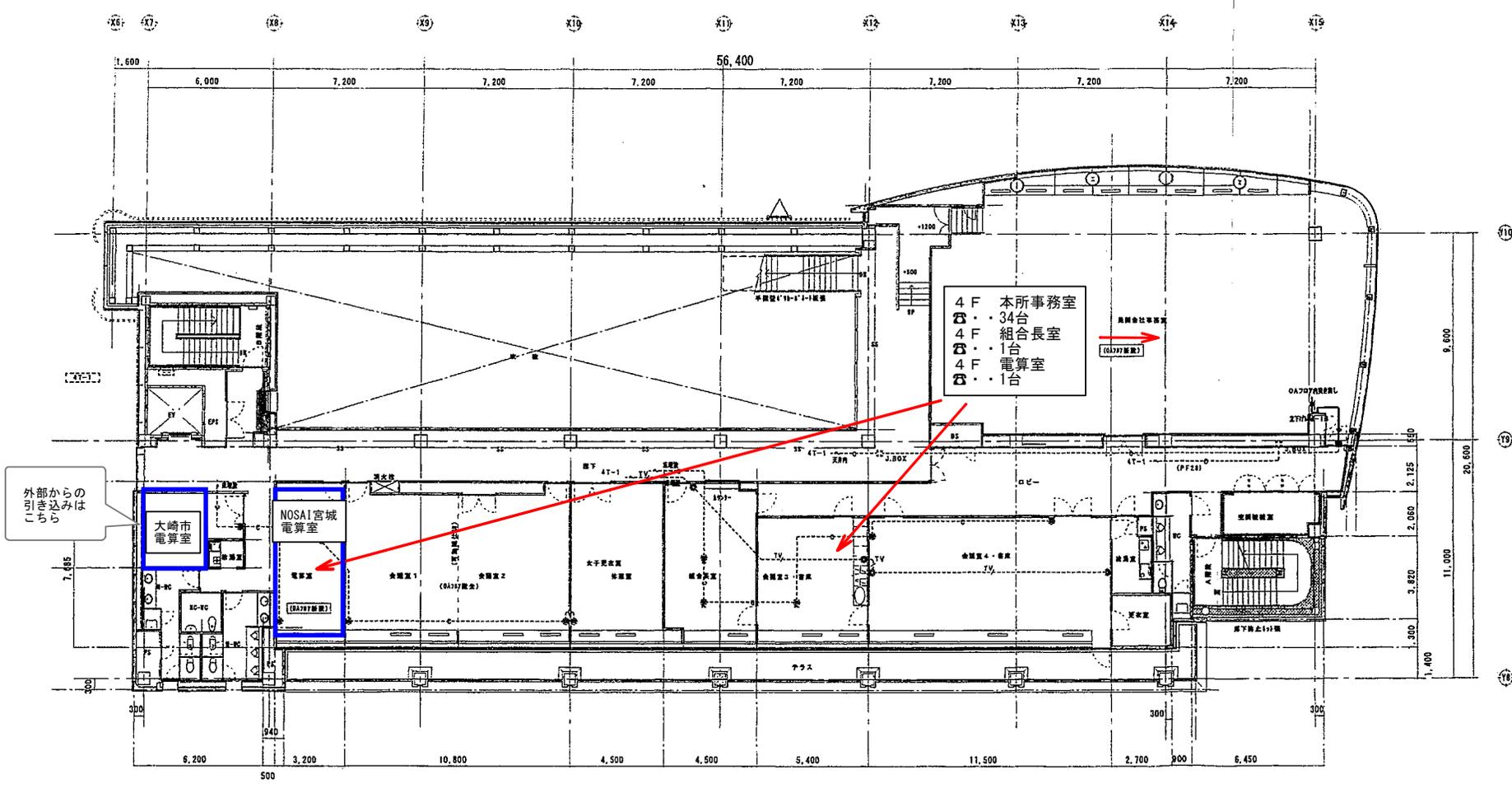
1. 業務計画書、着手届、工程表、管理技術者届等を提出すること。管理技術者は電気通信主任技術者の資格を有するものとする。
2. 機器搬入仕様書一覧を作成し、NOSAI 宮城に提出すること
3. 施工後は業務完了報告書及び回線構成図及び構成図を提出することとする。工事写真は任意とする。

#### ○その他

1. 応札に当たっては、上記以外に不明点等があれば確認すること。
2. 局データ（着信、キー割付（鳴動）、内線番号、短縮番号、その他設定）は、受注確定後、NOSAI 宮城に確認を行い設定を行うこと。
3. 作業の実施に当たり、業務に影響を与えないよう、あらかじめ NOSAI 宮城担当職員と作業日時や作業方法等を協議の上、承認を得ること。
4. 担当者の立会いのもと施工することとし、疑義や想定外の事象等が生じた場合については必ず担当者へ確認し、了承を得た上で必要措置を施すこと。
5. サービス開始翌日（営業日）については、立ち合いを行い、是正処置を実施すること。
6. NOSAI 宮城の事業により交換機本体等に仕様の変更が必要なときは、受注者は NOSAI 宮城の指示に従い、事業協力するものとする。  
ただし、NOSAI 宮城は必要な部品の交換等を自己の負担において行うものとする。
7. 本件の実施に伴い知り得た情報については、これを他に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。



<p>● 電話モジュラージャック 6線4芯 ● フローローテーション 6線4芯</p> <p>配線箇所 (P.F.2)</p> <p>● 経路の確保は既存の配線を参照。 ● 経路の確保は既存の配線を参照。</p>	<p>○ 通話用インターホン設置機2台 ○ 緊急用インターホン1台 設置</p> <p>配線箇所 EM-CPEVD.45-15P (P.F.2)</p> <p>● 経路の確保は既存の配線を参照。 ● 経路の確保は既存の配線を参照。</p>	<p>● テレビ内蔵受信機</p> <p>● 系列ユニット (2端子)</p> <p>配線箇所 EM-S-5C-FB (P.F.14)</p> <p>● 経路の確保は既存の配線を参照。 ● 経路の確保は既存の配線を参照。</p>
--	---	--



改修4階平面図 1/100

記事・訂正	一級建築士事務所 (宮城県知事登録) 第 18410001号	工事名称	大崎市三本木総合支所庁舎等大規模改修工事 (電気)		図面番号	
	一級建築士事務所 有限会社 関根 建築 工房 1級建築士 (大臣登録) 第 101335号 関根 威	図面名称	通信設備1 改修 4階平面図		E-18	
		設計/俵田	縮尺	1/100 (A3 1/200)	日付	2022-06

## 入札者注意書

宮城県農業共済組合長

この入札注意書は、本所並びに中央支所に係る電話設備工事等業務（令和5年3月10日付け宮農共総第712号により公示）の入札に関する注意書である。

### 1 総 則

入札参加者が知り、かつ、守らなければならない事項は、入札説明書及びこの入札者注意書によるものとする。

### 2 異議の申立等

- (1) 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、入札説明書、要求仕様書、契約書及びこの入札者注意書を熟知の上、入札すること。
- (2) 入札参加者は、前項の書類等について疑義があるときは、担当職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札参加者は、入札説明書等について不明を理由とする異議を申し立てることは、入札前及び入札後を問わずできない。

### 3 入札の方法等

- (1) 入札参加者は、入札日時に封印した入札書をもって応札すること。この場合、封筒に入札者氏名を表記する。
- (2) 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その委任状を持参させること。
- (3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (4) 入札開始後は、終了までの間、入札会場への入退室は認めない。
- (5) 応札した入札書は、引き換え、変更又は取消しをすることはできない。

### 4 公正な入札の確保

入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号）」等に抵触する行為を行ってはならない。

### 5 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に行うことができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

### 6 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 競争に参加する資格を有しない者（事前の審査等に合格しなかった者を含む。）が行った入札
- イ 委任状を持参しない代理人が行った入札

- ウ 記名押印を欠く入札
- エ 入札金額を訂正した入札
- オ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
- ク その他入札に関する条件に違反した入札

#### 7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で入札した業者のうち、最低の価格で入札した業者を落札業者とする。

#### 8 再度入札

開札の結果、落札業者がないときは、直ちに再度入札を行う。

再度入札を行っても落札業者及び応札者がいないときは、最低入札金額であった業者と契約について相談する。

#### 9 同価格の入札

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

#### 10 契約書の提出

落札者は、宮城県農業共済組合長に対して契約書に記名押印の上、落札決定の日から20日以内に宮城県農業共済組合長に提出しなければならない。

ただし、宮城県農業共済組合長がやむを得ないと認める場合は、この期間を延長することができる。

#### 11 入札執行会場への入場制限

入札参加者の会場への入場は、各社1名とする。